

資料 10

平成28年7月29日

服務倫理監
[REDACTED]

プールでの水難事故発生時の発見状況に関する聞き取り内容などについて
みだしの件について発見者等からの発見状況等を聴取した内容は下記のとおりである。

記

1 水難者発見日時

平成28年7月29日（金）午前11時24分ころ

2 本件発生場所

奈良県橿原市雲梯町323番地の2

橿原市総合プール内50メートルプール「6レーン」南端

3 発見者

上記総合プールの監視等の警備業務を請け負う [REDACTED] が雇用にかかる監視業務
アルバイト
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

4 状況聞き取り者

本職

5 上記 [REDACTED] からの聞き取り内容

本職の聞き取りに対し、[REDACTED] は以下のとおり申述した。

- ① 50メートルプールでは、プールサイドに西側に監視台が置かれ、当時この監視台に上って、監視業務に携わっていたのは、私 [REDACTED] 同様アルバイトの [REDACTED] という女性でした。

プール全体では、このような監視台に上って固定監視業務に携わる者とその時の私のような巡回監視で双方が協力してプール内及びプールサイドでの異常の発見、予防に努めておりました。

そのような7月29日本日の午前11時15分ころであったと思いますが、私は、

50メートルプールの方に、巡回監視のために北側から入り、西側の監視台を通過して南方へ進み、同プールの南端に至り、南端から左折するように曲がり東の方角に歩を進めておりました。

もちろん、歩を進めるにあたっては、プールでの遊泳客の動向等については注意をはらっておりました。

なお、この50メートルプールには、東から西へ南北に延びる浮きブロックにより3レーンが設けられており、この仕切られたレーンの西側は何の仕切りもなく遊泳客が自由に遊べるようになっておりました。

また、この当時の遊泳客は、最も東端の8レーンには、レーンの南端、即ち、北端からスタートすれば50メートルを泳ぎ切った地点に若い男性がプール内で立っているのが見え、プールの東端のプールサイドに数人の男性が居たと記憶しており、さらにこの3レーンの西側には5～6人の高校生か中学生風の者がプール内で遊んでおりました。

- ② このような状況のもと、私がこの50メートルプールの南サイドを歩きながらこの高校生か中学生風の付近を通り過ぎ、仕切られた6レーンの水面を見たときに特に気にかかることが無く、一旦、来た方向に戻り、高校生か中学生風の遊泳客のところ、この高校生か中学生風のグループが

レーンを泳いでいた男の人、ずっと潜ったままやなあ
との会話が聞こえたものですからこの会話から何か気にかかるものを感じ、私は再度、
50メートルプールの南側をレーンの方に向きを変え、6レーンの南端から7レーン
の方を立ち止まりながら注視したところ、6レーン南端のプールの底に男の人が沈ん
でいるのが見え、私は

これは溺れている
と直感したのです。

- ③ そこで、私は、手に所持していた無線機でこの異常を警備担当者に無線発報し、この無線機をプールサイドに置くとともに急ぎ6レーンの南端に飛び込んだのです。

そして、プールの底に沈んでいる男性をプールから引き上げようとした時にこの男性の仲間と思しき男性数名が駆けつけてくれ、溺れていた男性と一緒にプールサイドに引き上げてくれました。

引き上げた直後に、溺れていた男性の仲間の責任者のような年配の男性が駆け寄り、私とともにこの男性の救命措置を施してくれました。また、プール側の看護師さんなんかも急ぎ来てくれましたが、結果的に溺れていた男性の意識は戻らない状態でした。

なお、この男性を引き上げた時、この男性が血を吐いていたようなことは無かったと思います。

- ④ 私は、今申しましたような一連の行動をとっておりますが、時計などで時間を確認しながら行動した訳ではありませんので、プールの底に沈んでいた男性を見つけた時

間を正確に申し上げられませんが、後で、プール施設側の人が救急車の要請をしたのが午前11時29分ごろと聞きましたので、それであれば、溺れ沈んでいた男性を私が見つけたのは、救急車要請の5分前ごろではなかったかと思いますので、推測ではありますが、午前11時24分ごろだと考えます。

- ⑤ 救急車がこの男性を收容し、病院の方へ向かったのですが、その後、この男性の仲間たちや救命措置を施してくれた年配の男の人と同じようにプール現場を立ち去っていきました。

ですから、私はこの仲間たちや年配の男の人について名前等聞いておりませんし、また、そのような余裕もありませんでした。

- ⑥ 私が5.0メートルプールでプールの底に沈んでいた男性を見つけた状況は以上のとおりですが、沈んでいる男性を発見するにあたり、この男性の仲間たちからも誰からも連絡を受けて見つけたものではありません。

当時、50メートルプールで遊んでいた高校生か中学生風の遊泳客の会話が気になり、発見に至ったものなのです。

と申し立てた。

6 50メートルプールの監視台での監視者

事案発生時の50メートルプールでの監視台での監視者については、

と判明しているが、聞き取りの結果、事案発生時の状況は認知していなかった。

なお、監視台から男性が溺れていた箇所までの距離は、直線で28.19メートルを計測する。